
「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.41 2019/04/08

【目次】

- 1 2019 年度研究総会開催のお知らせ
 - 2 会誌発行のお知らせ
 - 3 会費の納入のお願い
-

1 2019 年度研究総会開催のお知らせ

お手数ですが以下の研究総会にご出席予定の会員の方は、研究総会終了後に予定している懇親会のご出席の可否と併せて、5月6日（日）までに事務局小林正典宛に、電子メール（mk@wako.ac.jp）でご連絡いただくと幸いに存じます。

日 時：2019年5月31日（金）

13時より事務総会、13時30分より研究総会（～17：50まで）。

（研究総会終了後に会場近隣で懇親会を予定。）

場 所：東北大学川内キャンパス 国際文化研究棟1階会議室

（アクセスは4頁をご覧ください。なお、以下のサイトに詳細なキャンパス内マップが掲載されています。）

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/campus/01/kawauchi/kawauchi_map_.pdf>

*当日11時より、上記会場にて運営委員会を開催いたしますので、運営委員・会計監査はご参集下さい。

研究総会

(1) 企画の趣旨

阿曾 正浩（本研究会委員長）

「旧現社会主義諸国における『歴史と記憶』と法」

以前から、歴史学では「記憶」に着目した研究が行われてきた。単一で均質的な固定化された歴史を相対化するために、個人的ないしは集合的な記憶という視点から歴史学の方法論や歴史像を再考する作業が続けられてきた。近年では、政治学でも記憶がホットな話題となっている。「記憶の政治」や「記憶の戦争」という言葉で示されるように、戦争の記憶をめぐる紛争がいたるところで起きている。

社会主義の過去をめぐる、東欧では次の4つの方法で対処しているとの指摘

がある。①社会主義時代がほとんど完全に排除される「拒絶(反ノスタルジア)」、②1989-1991年以前のすべてについて沈黙を強いられる「忘却」、③ソヴィエトあるいは一握りの地方ボルシェヴィキによって物事は強いられすぎないと、社会主義の過去を完全に再解釈することに帰結する「歴史修正主義」、④過去の時代を無批判に賛美する「ノスタルジア」である。

今年度は、この問題に関して、旧現社会主義諸国の中から、セルビア、中国、ロシアをとりあげる。セルビアでは、社会主義時代に収用された不動産の返還を求めて、不当に失われた権利を回復しようとしている(①)。中国では、抗日英雄譚に疑義を唱える現象(③)に対して、政権は厳しく取り締まろうとしている(④)。バルト諸国などがソ連の不当な「占領」を批判する(①と③)のに対して、ロシア政権はナチスからの「解放」という「大祖国戦争」史観を堅持しようとしている(④)。これらの検討を通して、旧現社会主義諸国の人々にとって、歴史と記憶が今日どのような意味を持つのかを考えてみたい。

【参考文献】

飯田芳弘(2018)『忘却する戦後ヨーロッパ 内戦と独裁の過去を前に』東京大学出版会

橋下伸也(2016)『記憶の政治 ヨーロッパの歴史認識紛争』岩波書店

橋下伸也編(2017)『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題—ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤—』ミネルヴァ書房

橋本伸也編(2018)『紛争化させられる過去 アジアとヨーロッパにおける歴史の政治化』岩波書店

(2) プログラム

13:30~14:10 伊藤 知義(中央大学大学院・法務研究科教授)

「セルビアの剥奪財産返還補償法」

14:10~14:30 質疑応答

14:30~15:10 高見澤 磨(東京大学・東洋文化研究所)

「抗日英雄譚への疑義と英雄烈士保護法」

15:10~15:30 質疑応答

15:30~15:50 休憩

15:50~16:30 阿曾 正浩(北見工業大学)

「ロシアにおける歴史政治と記憶法—「歴史の歪曲」をめぐる戦い」

16:30~16:50 質疑応答

16:50~17:50 全体討論

(3) 報告要旨

「セルビアの剥奪財産返還補償法」

伊藤 知義（中央大学大学院・法務研究科）

社会主義（共産主義）体制下で剥奪、接収、収用された財産の返還・補償に関する法律（剥奪財産返還補償法）が、2015年にセルビアで成立した。これに基づいて建物や土地を返還された者、逆に失った者、特にセレブや有力政治家に関するニュースがマスコミを賑わしている。本報告では、同法の具体的内容（返還または補償の要件と効果）、旧権利者と現在の占有者との法律関係を中心に、その成立背景や社会の反応について検討する。社会主義時代に、政治的、宗教的、民族的、思想的その他の理由により生命・自由・財産等を奪われた者は少なくない。これら社会主義下で迫害された者の名誉回復と財産返還請求とは別の問題であるが、密接に関連もしている。最近、ドイツ占領下で占領軍に協力していた者の名誉回復までもが行われ、これに対する世論の反発も報道されている。この両者の関係についても考えてみたい。

「抗日英雄譚への疑義と英雄烈士保護法」

高見澤 磨（東京大学・東洋文化研究所）

本報告は「狼牙山五壮士」と呼ばれる抗日戦争において英雄とされた兵士の故事に疑義を提示して民事訴訟となった事件（以下、狼牙山五壮士事件）が少なくともひとつのきっかけとなって、2017年3月15日に英雄烈士の氏名・肖像・名誉・荣誉に対する侵害について民事責任を負うことを定めた第185条を含む形で民法総則が公布され、2018年4月27日に英雄烈士保護法が公布される過程を概観し、歴史と記憶と法との関係について考察を試みる。

国家的な正史としての歴史の扱いとは別に、傑出した働きをしたとされる人物の後裔や同郷者は、個人や集団として英雄の記憶を思いとして持つ。他方、歴史学者やジャーナリストが調査の結果としてそれに疑義を持ち、公開の場でその見解を明らかにすれば、国家への反逆や個人の思いへの侵害として位置づけられる可能性が生じ、学問の自由や言論の自由の正当な行使か否かが問われる。裁判によって決すること自体の適否も問われることになる。狼牙山五壮士事件は、そのようなケースのひとつである。

また、この事件は、政治的・社会的事件が立法に影響を与えるケースのひとつでもあり、法の体系性にも影響を与える場合さえある例としてとらえることができる。

「ロシアにおける歴史政治と記憶法－「歴史の歪曲」をめぐる戦い」

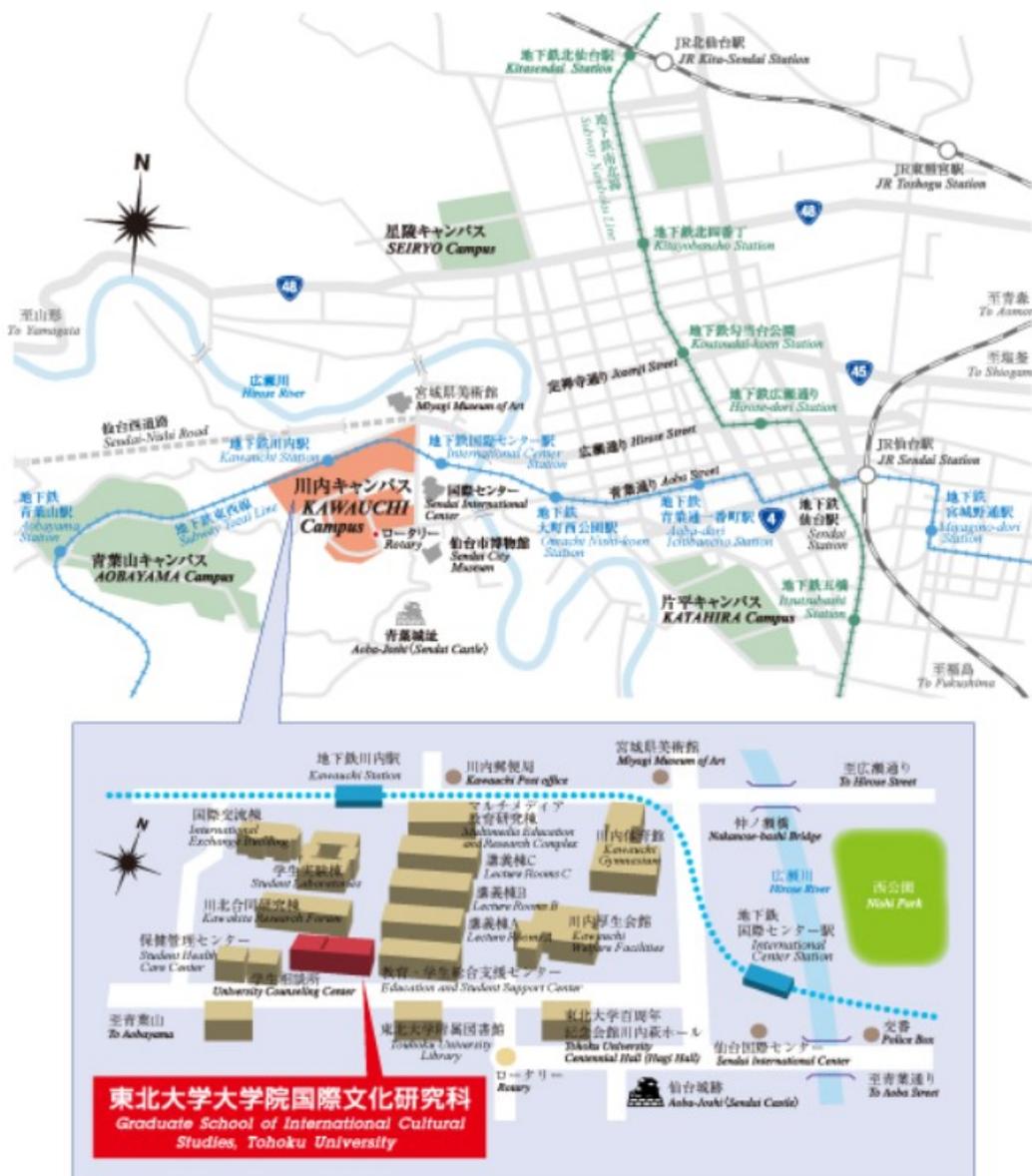
阿曾 正浩（北見工業大学）

ソ連崩壊後のロシアでは、国民の再統合の理念として、偏狭な民族主義や排外主義ではなく、愛国主義が採用された。その中核に据えられたのは、ソ連がナチ

ス・ドイツからヨーロッパを解放したという「大祖国戦争」史観であった。これに対して、ポーランドやバルト諸国は、ソ連に不当に侵略され占領されたことを告発する「占領」史観を対置した。ロシアは、これを「歴史の歪曲」と断定し、国内の対抗措置を強化した。「占領」史観を主張する国々では、ナチズム犯罪だけでなく共産主義犯罪の否認の主張に刑罰を科す刑法改正が行われた。クリミア半島の併合後、ロシアでは、「大祖国戦争史観」を否定することを禁じる刑罰規定が設けられた。こうして歴史論争のエスカレートにより、ロシアでは言論規制を強める結果となった。本報告では、ロシアにおける歴史政治と記憶法の推移を周辺諸国との対抗関係を見据えながら整理し、その問題点を明らかにしたい。

【研究総会会場の案内図】

住所 〒980-8576 仙台市青葉区川内41



【仙台駅からのアクセス】

■仙台市営地下鉄

東西線「八木山動物公園駅」行き乗車「川内駅」下車
(仙台市営地下鉄東西線「仙台駅」～「川内駅」乗車時間：約6分)

■仙台市営バス(15番のりばから)

739・S839系統「交通公園循環 広瀬通経由 仙台駅前行」、

730系統「市営バス川内営業所前行」バス乗車

→「川内駅前」下車

(仙台市営バス「仙台駅15番のりば」～「川内駅前」所要時間：13分)

2 会誌発行のお知らせ

「社会体制と法」16・17号の発行が遅れておりましたが、この度納品されましたので、本日郵送を致しました。

3 会費納入のお願い

事務局ニュース No.40 でお知らせの通り、2019年度、2020年度の会費を徴収しないこととなりましたが、2018年度までの会費(年4,000円)につきましては、すでに会員の皆様に納入をお願い致しております。納入がまだお済みでない方は、恐れ入りますが納入にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※なお会費の納入をお願いする方には、事務局からお送りしたメール本文に未納の年度と金額を記載しておりますのでご確認下さいませ。

会費納入の郵便振替口座 (振込用銀行口座)

口座番号：00980-4-149498

加入者名：「社会体制と法」研究会

銀行名： ゆうちょ銀行

金融機関コード： 9900

店番： 099

店名： 〇九九店 (ゼロキュウキュウ店)

預金種目： 当座

口座番号： 0149498

カナ氏名 (受取人名)： 「シヤカイトイセイトハウ」ケンキュウカイ

※ 事務局所在変更の件

2019年4月1日から以下の通り事務局所在が変更となりましたので、ご承知のほど賜りますようお願い申し上げます。

(変更前) 和光大学現代人間学部身体環境共生学科 小林正典研究室内

(変更後) 和光大学経済経営学部経営学科 小林正典研究室内

【あとがき】

外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が4月1日に施行され、出入国在留管理庁も同日に発足しました。受け入れ態勢が整わない状態での「見切り発車」ですが、5年間で最大約34万5千人の受け入れを見込んでいるようです。これに先立つ3月20日、外国人労働者受け入れ拡大のために始まる新たな在留資格「特定技能」に関し、介護分野で課す日本語試験と技能試験を4月13日と14日にフィリピンのマニラで実施するとの報道がありました。日本政府がデリバリー入試を導入するようものですが、計画通りに人材を集めるのは容易ではないようです。

8年前にフィリピンのセブで現地調査を実施した際、インタビューした20代大卒者の多くは、日本での留学や仕事にあまり関心がないようでした。英語が流暢な者は他国でより多くの収入を得ることができ、また日本に行っても短期間での日本語の習得がきわめて困難であり、カナダのように永住権を取ることはできないというのが主な理由でした。人気の高い観光分野と異なり、介護分野となると希望者はより少ないであろうと思われます。フィリピンだけに限りませんが、日本語が流暢でない外国人労働者を受け入れる場合、日本社会と日本語に馴染んでもらうためには、まず一定期間どこかの教育機関で学んでもらう必要があるでしょう。そのうち補助金の見返りに、留学生(実習生?)受入枠が大学にも割り当てられるのではと危惧します。

どんどん妙な方向に進むような気がしてなりません。外国人労働者の受け入れ拡大の行く末はどうなるやら……。20年後は日本語で介護を受けることも難しいでしょうし、そのときにそなえて英語の学習を再開しなければと思うこの頃です。

「社会体制と法」研究会事務局

〒195-8585 東京都町田市金井町 2160

和光大学経済経営学部経営学科

小林正典研究室内

Tel・Fax : 044-989-7777 (内線 5802)

Mail : mk@wako.ac.jp

研究会サイト URL: <http://assls.sakura.ne.jp/>